

○三条地域水道用水供給企業団職員給与規程

昭和54年 6月 4日

規 程 第 5 号

改正 平成17年 5月 1日 規程第3号

平成22年 3月24日 規程第2号

（この規程の趣旨）

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条の規定による企業職員（以下「職員」という。）の給与に関しては、この規程の定めるところによる。

（給与の額及び支給方法）

第2条 職員の給与の額及び支給方法に関しては、別に定めるもののほか、三条市職員の給与に関する条例（平成17年三条市条例第47号）並びにこれに基づく規則及び規程又は三条市職員の退職手当に関する条例（平成17年三条市条例第51号）及びこれに基づく規則を準用する。

2 前項の場合において別に定めるもののほか「市長」とあるのは「企業長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公示の日から施行し、昭和54年4月1日から実施する。

附 則（平成17年5月1日規程第3号）

この規程は、平成17年5月1日から実施する。

附 則（平成22年3月24日規程第2号）

この規程は、平成22年4月1日から実施する。